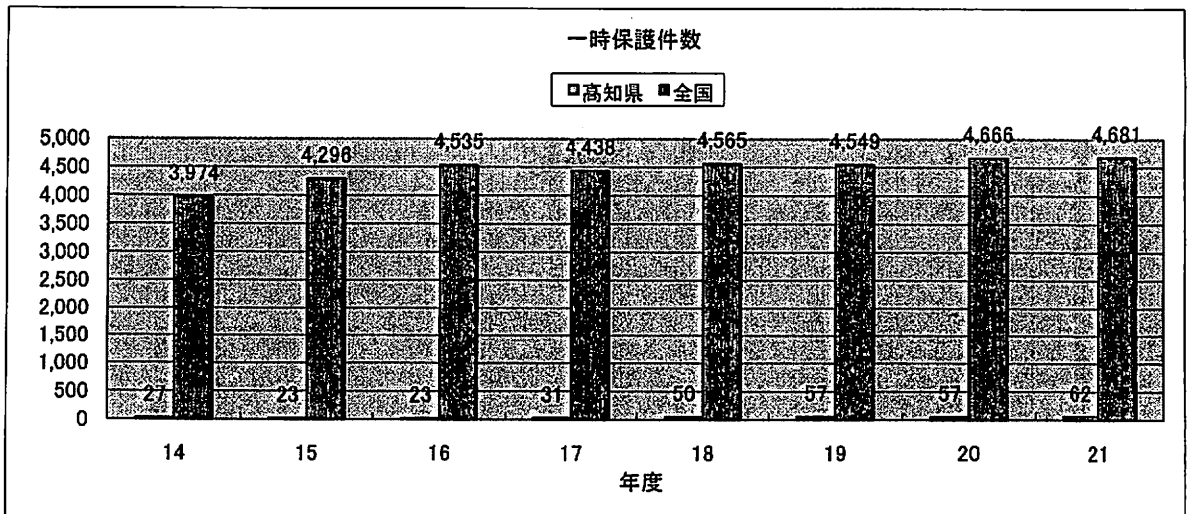
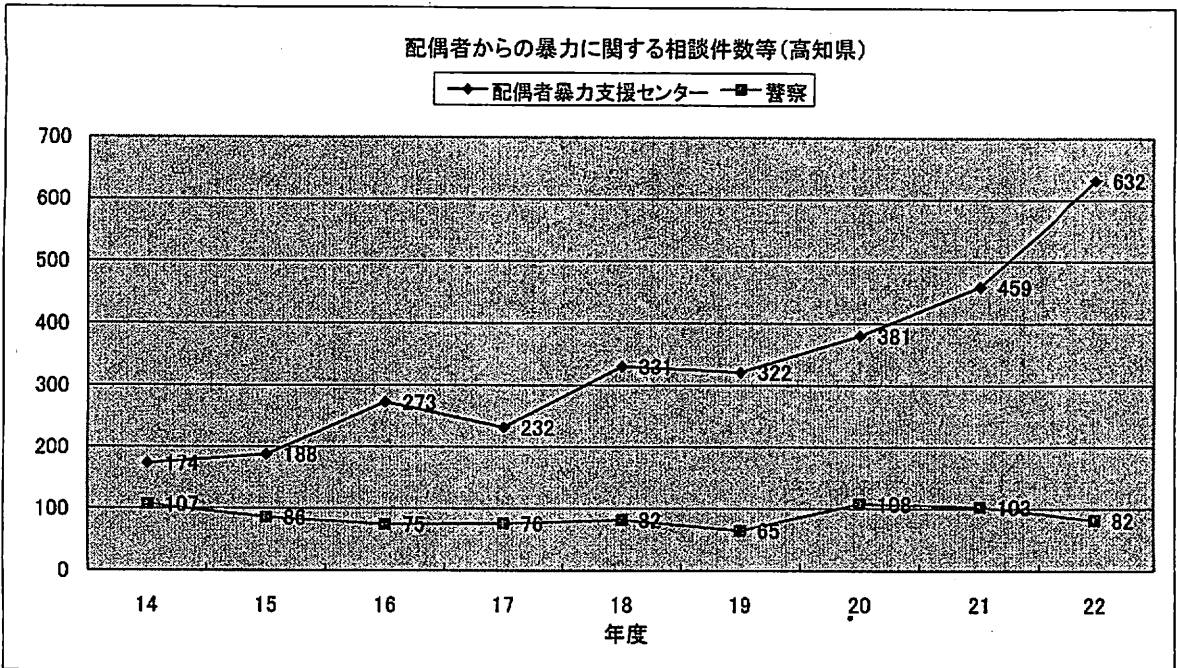
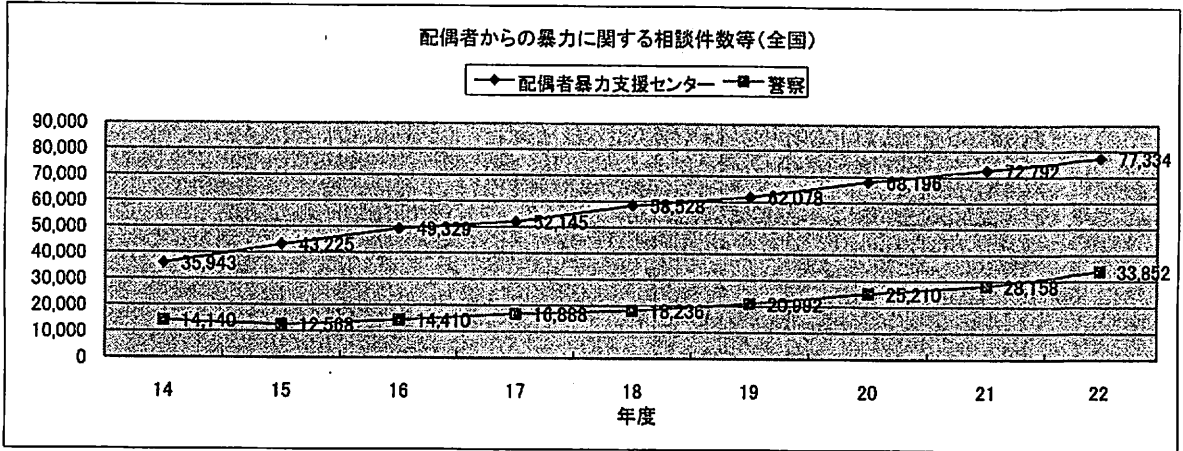


DV相談等の状況



【高知県の相談状況】

DV及びその他の暴力別相談件数

(単位:人)

年度	DV	左のうち 男性被害者	子どもから の暴力	親からの 暴力	交際相手か らの暴力	その他の者 からの暴力
18	331	3	23	15	26	8
19	322	2	36	15	23	13
20	381	3	25	15	33	18
21	459	3	28	25	51	15
22	632	7	46	36	52	24

DVの内容

(単位:人・%)

年度	総数	うち 精神的DV	総数に占め る精神的D V割合	うち 身体的DV	総数に占め る身体的D V割合
21	459	138	30%	321	70%
22	632	172	27%	460	73%

年代別

(下段は総数に対する割合)

(単位:人・%)

年度	18歳未満	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	不明	計
18	0	1	55	154	65	42	14	0	331
	0%	0%	17%	47%	20%	13%	4%	0%	100%
19	0	1	73	129	42	48	29	0	322
	0%	0%	23%	40%	13%	15%	9%	0%	100%
20	0	5	94	157	61	27	37	0	381
	0%	1%	25%	41%	16%	7%	10%	0%	100%
21	1	1	63	177	112	60	45	0	459
	0%	0%	14%	39%	24%	13%	10%	0%	100%
22	0	5	102	207	162	70	66	20	632
	0%	1%	16%	33%	26%	11%	10%	3%	100%

地域別

(下段は総数に対する割合)

(単位:人・%)

	高知市	高知市外	県外	不明	計
18	198	111	22	0	331
	60%	34%	7%	0%	100%
19	193	120	9	0	322
	60%	37%	3%	0%	100%
20	246	119	16	0	381
	65%	31%	4%	0%	100%
21	281	164	14	0	459
	61%	36%	3%	0%	100%
22	370	233	16	13	632
	59%	37%	3%	2%	100%

【高知県の一時保護の状況】

DV及びその他の暴力別一時保護件数

(単位:人)

年度	DV	左のうち 外国人	子どもから の暴力	親からの 暴力	交際相手 からの 暴力	その他の 者からの 暴力
18	50	1	5	5	5	0
19	57	0	9	1	4	1
20	57	9	8	4	2	1
21	62	2	8	4	1	0
22	59	0	5	7	2	4

同伴者の状況

(単位:世帯・人)

年度	DVのために 保護され た女性	左の同伴者の内訳					計
		乳児	幼児	小学生	中学生	その他	
18	50	10	17	20	6	3	56
19	57	6	35	14	6	1	62
20	57	8	27	19	7	3	64
21	62	5	31	16	6	5	63
22	59	9	20	11	4	6	50

年代別

(下段は総数に対する割合) (単位:人・%)

年度	18歳未満	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	計
18	0	0	8	26	8	8	0	50
	0%	0%	16%	52%	16%	16%	0%	100%
19	0	0	21	15	7	11	3	57
	0%	0%	37%	26%	12%	19%	5%	100%
20	0	0	15	23	8	3	8	57
	0%	0%	26%	40%	14%	5%	14%	100%
21	0	0	20	19	15	4	4	62
	0%	0%	32%	31%	24%	6%	6%	100%
22	0	2	12	17	15	6	7	59
	0%	3%	20%	29%	25%	10%	12%	100%

一時保護後の状況

(単位:人)

年度	自立支援 施設入所	住込就職	借家・ アパート	母子生活 支援施設	老人福祉 施設	他の社会 福祉施設	他の婦人 相談所へ 移送	病院へ 移送	帰郷 (親類宅 含む)	知人宅	帰宅	無断退所	その他	次年度へ 継続	計
19	9		6	1		2		1	13		19		5	1	57
20	3		14	6		1			13	2	17		1	0	57
21	4	1	10	3				2	14	2	22			4	62
22	2		15	5		1			10	3	21	1		1	59

一時保護入所経路

(下段は総数に対する割合)

(単位:人・%)

年度	本人	警察署	法務関係	県福祉 事務所	相談機関	医療機関	縁故・ 知人	市町村	計
20	25	21	0	0	3	0	1	7	57
	44%	37%	0%	0%	5%	0%	2%	12%	100%
21	26	19	3	0	3	2	1	8	62
	42%	31%	5%	0%	5%	3%	2%	13%	100%
22	16	23	2	0	5	3	3	7	59
	27%	39%	3%	0%	8%	5%	5%	12%	100%

地域別

(下段は総数に対する割合) (単位:人・%)

年度	高知市	高知市外	県外	計
20	31	26	0	57
	54%	46%	0%	100%
21	40	21	1	62
	65%	34%	2%	100%
22	43	16	0	59
	73%	27%	0%	100%

【22年度市町村別 一時保護の内訳】

※町村は郡別

高知市	室戸市	安芸市	南国市	土佐市	須崎市	香美市	安芸郡	高岡郡	計
43	3	1	5	1	3	1	1	1	59
73%	5%	2%	8%	2%	5%	2%	2%	2%	100%

【保護命令の状況】

高知県のDV防止法による保護命令の状況

(単位:人・件)

年度	DVに関する相談	地裁からの書面提出要請	結果			
			接近禁止命令	退去命令	却下	本人からの取り下げ
18	39	33	28	10	1	3
19	22	27	23	11	0	3
20	31	35	29	15	0	6
21	50	27	24	15	0	3
22	60	33	23	12	0	10

保護命令手続は、被害者から書面による申立てを受けた地方裁判所が、被害者が配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力により、また、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるとき、当該配偶者に対して速やかに保護命令を発令するもので、次の5種類ある。

○被害者への接近禁止命令

6か月間、被害者の身辺につきまとい、又はその通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずる保護命令

○被害者への電話等禁止命令

被害者への接近禁止命令の期間中、次に掲げるいずれの行為も禁止する保護命令

1. 面会の要求
2. 行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又は知り得る状態に置くこと
3. 著しく粗野又は乱暴な言動
4. 無言電話、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること
5. 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること
6. 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又は知り得る状態に置くこと
7. 名誉を害する事項を告げ、又は知り得る状態に置くこと
8. 性的差恥心を害する事項を告げ、若しくは知り得る状態に置き、又は性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくは知り得る状態に置くこと

※ 被害者への接近禁止命令と併せて(被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後)発令される

○被害者の子への接近禁止命令

被害者への接近禁止命令の期間中、被害者の同居している子の身辺につきまとい、又はその通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずる保護命令

※ 被害者への接近禁止命令と併せて(被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後)発令される

※ 当該子が15歳以上のときは、子の同意がある場合に限る

※ 配偶者が被害者と同居している子を連れ戻す疑いがあるなどの事情により、将来、子の身上を監護するため被害者が配偶者と面会せざるを得ない事態が生じるおそれがある場合に、被害者の生命又は身体に対する危険を防止するために発せられる

○被害者の親族等への接近禁止命令

被害者への接近禁止命令の期間中、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(以下「親族等」という。)の身辺につきまとい、又はその通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずる保護命令

※ 被害者への接近禁止命令と併せて(被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後)発令される

※ 当該親族等が被害者の15歳未満の子である場合を除き、当該親族等の同意があるときに限る。

(当該親族等が15歳未満又は成年被後見人である場合には、その法定代理人の同意)

※ 配偶者が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることなどから、被害者とその親族等に関して配偶者と面会せざるを得ない事態が生じるおそれがある場合に、被害者の生命又は身体に対する危険を防止するために発せられる

○退去命令

2か月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及びその住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずる保護命令
※ 被害者と配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る

配偶者が保護命令に違反すると、刑事罰(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の制裁が加えられる

四国内の保護命令受付及び発令件数比較

(受付件数及び発令件数は、平成13年10月～平成22年9月の10年間の数字)

(単位:人・件)

	受付件数	発令件数	受付件数のうち発令された者の割合	平成22年住民基本台帳人口	人口10万人あたりの年間受付件数	人口10万人あたりの年間発令件数
高知(高知地裁)	248	192	78.0%	772,401	3.2	2.5
徳島(徳島地裁)	150	127	84.7%	796,897	1.9	1.6
香川(高松地裁)	304	240	78.9%	1,012,755	3.0	2.4
愛媛(松山地裁)	267	195	73.0%	1,457,950	1.8	1.3

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数
及び 地方裁判所による保護命令件数等

施設数：宮城・福島はH23.1.1現在、その他はH23.4.1現在

	平成22年 3月31日 住民基本台帳 人口	同左人口 中の 女性人口	相談 (平成22年度)			保護命令 (平成13.10～23.3累計)			一時保護件数 (平成19年度)		配偶者暴力 相談支援 センターの 機能を果たす 施設数
			相談 総件数	全 体 出現率	女 性 出現率	保護命 令件数	全 体 出現率	女 性 出現率	件数	出現率	
				1万人あたり	1万人あたり		1万人あたり	1万人あたり		平成17年国勢 調査での16歳 以上人口1万 人あたり	
北海道	5,520,894	2,901,925	2,212	4.0	7.6	1,157	2.1	4.0	279	0.57	19
青森	1,405,535	738,158	689	4.9	9.3	216	1.5	2.9	33	0.27	8
岩手	1,345,007	699,085	1,414	10.5	20.2	371	2.8	5.3	33	0.28	12
宮城	2,329,344	1,197,104	643	2.8	5.4	434	1.9	3.6	72	0.36	1
秋田	1,108,237	584,297	1,123	10.1	19.2	165	1.5	2.8	49	0.49	6
山形	1,176,759	609,978	439	3.7	7.2	159	1.4	2.6	24	0.23	5
福島	2,051,626	1,052,684	1,507	7.3	14.3	421	2.1	4.0	57	0.32	9
茨城	2,979,139	1,489,570	1,414	4.7	9.5	267	0.9	1.8	86	0.34	2
栃木	2,000,774	1,004,272	1,526	7.6	15.2	446	2.2	4.4	93	0.54	3
群馬	2,004,786	1,014,185	1,947	9.7	19.2	214	1.1	2.1	56	0.33	2
埼玉	7,123,084	3,534,716	2,023	2.8	5.7	510	0.7	1.4	139	0.23	4
千葉	6,149,799	3,064,911	4,689	7.6	15.3	666	1.1	2.2	131	0.25	17
東京	12,609,912	6,354,091	8,526	6.8	13.4	1,056	0.8	1.7	565	0.51	4
神奈川	8,885,458	4,408,730	4,609	5.2	10.5	619	0.7	1.4	372	0.49	2
新潟	2,391,091	1,231,058	460	1.9	3.7	355	1.5	2.9	43	0.21	1
富山	1,097,736	567,773	889	8.1	15.7	142	1.3	2.5	45	0.47	1
石川	1,162,950	602,428	1,448	12.5	24.0	111	1.0	1.8	37	0.37	2
福井	809,465	416,683	1,140	14.1	27.4	87	1.1	2.1	19	0.27	8
山梨	864,210	439,871	1,155	13.4	26.3	109	1.3	2.5	27	0.36	2
長野	2,161,572	1,106,059	570	2.6	5.2	128	0.6	1.2	48	0.26	2
岐阜	2,083,118	1,068,123	988	4.7	9.2	124	0.6	1.2	53	0.30	8
静岡	3,769,685	1,907,259	714	1.9	3.7	606	1.6	3.2	158	0.49	1
愛知	7,237,612	3,605,231	2,383	3.3	6.6	523	0.7	1.5	189	0.31	2
三重	1,849,703	947,193	324	1.8	3.4	355	1.9	3.7	61	0.39	1
滋賀	1,386,570	703,252	875	6.3	12.4	248	1.8	3.5	71	0.62	3
京都	2,551,706	1,324,222	2,368	9.3	17.9	575	2.3	4.3	118	0.52	3
大阪	8,683,035	4,461,181	4,392	5.1	9.8	2,163	2.5	4.8	350	0.46	8
兵庫	5,586,182	2,897,344	3,715	6.7	12.8	990	1.8	3.4	179	0.38	3
奈良	1,411,715	737,151	702	5.0	9.5	393	2.8	5.3	88	0.73	1
和歌山	1,032,779	543,061	759	7.3	14.0	276	2.7	5.1	42	0.48	1
鳥取	595,331	310,690	543	9.1	17.5	206	3.5	6.6	65	1.26	3
島根	723,182	378,116	849	11.7	22.5	216	3.0	5.7	50	0.79	2
岡山	1,939,449	1,004,029	2,929	15.1	29.2	401	2.1	4.0	57	0.34	4
広島	2,856,308	1,473,837	1,468	5.1	10.0	534	1.9	3.6	124	0.51	4
山口	1,464,275	771,539	884	6.0	11.5	244	1.7	3.2	29	0.23	2
徳島	796,897	417,705	3,391	42.6	81.2	135	1.7	3.2	44	0.63	4
香川	1,012,755	525,178	469	4.6	8.9	257	2.5	4.9	37	0.43	1
愛媛	1,457,950	767,951	557	3.8	7.3	220	1.5	2.9	36	0.29	2
高知	772,401	409,189	632	8.2	15.4	201	2.6	4.9	57	0.83	1
福岡	5,038,574	2,647,264	3,696	7.3	14.0	470	0.9	1.8	206	0.48	12
佐賀	859,400	452,226	1,728	20.1	38.2	154	1.8	3.4	49	0.68	2
長崎	1,450,027	769,640	822	5.7	10.7	285	2.0	3.7	54	0.43	4
熊本	1,833,757	967,872	789	4.3	8.2	368	2.0	3.8	41	0.26	1
大分	1,206,976	635,194	593	4.9	9.3	188	1.6	3.0	33	0.32	2
宮崎	1,152,514	608,117	347	3.0	5.7	219	1.9	3.6	30	0.31	1
鹿児島	1,722,405	913,492	591	3.4	6.5	346	2.0	3.8	42	0.28	9
沖縄	1,406,176	713,791	1,403	10.0	19.7	489	3.5	6.9	78	0.72	6
全国	127,057,860	64,977,425	77,334	6.1	11.9	18,819	1.5	2.9	4,549	0.42	201

※数字は、地裁管内ごとの把握